

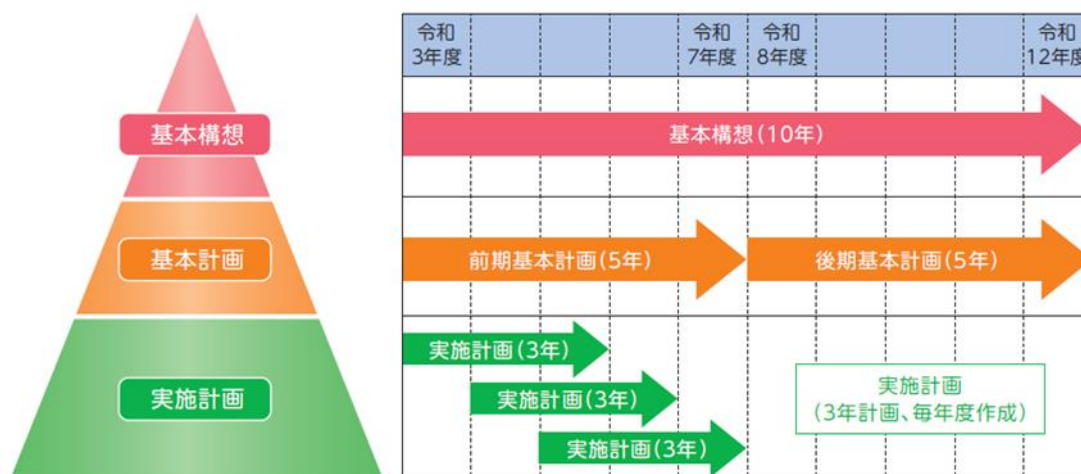
第2次野洲市総合計画 実施計画 (令和3年度～令和5年度)

令和3年8月

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）について

1. 実施計画の位置づけ

実施計画は、第2次野洲市総合計画において、次のとおり位置づけられています。



○基本構想 中期的な視点で将来都市像を明確にし、これを実現するための基本方針を示します。計画期間は10年とします。

○基本計画 基本構想で示す将来都市像や基本方針を実現するために必要な施策を体系的に示すものです。計画期間は5年とします。

○実施計画 基本計画の施策に基づいて、主要事業の内容や実施時期を明らかにするものです。3年間を見据えた計画とし、毎年度見直しを行います。

2. 実施計画の内容

○この計画の対象とする事業は、第2次野洲市総合計画の基本計画に主要事業として位置付けられた事業であり、基本計画の取組方針ごとに掲載しています。

○計画においては、令和3年度は予算額を掲載しています。また、令和4年度及び令和5年度については、見込額を掲載しています。

○第2次野洲市総合計画の基本構想において、SDGsの実現を基本姿勢としており、実施計画においても、分野ごとに、対応する主なSDGsのゴールを示しています。



(資料) 国際連合

3. 基本計画の施策体系

分野	施策
①子育て・教育・人権	1：子育て支援の充実
	2：青少年の健全育成
	3：学校教育の充実
	4：生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進
	5：人権の尊重と多文化共生社会の実現
②福祉・生活	1：健康づくりの推進と地域医療体制の整備
	2：高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
	3：障がい児・者福祉の充実
	4：地域福祉の推進
	5：生活困窮者等への支援の充実
	6：消費者行政・防犯対策の充実
③産業・観光・歴史文化	1：商工業の振興
	2：農林水産業の振興
	3：地域資源を生かした観光の振興
	4：歴史文化遺産の保全・活用
④環境・都市計画・都市基盤整備	1：均衡ある土地利用の推進
	2：自然環境・美しい景観の保全
	3：生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給
	4：防災・減災対策の強化
	5：道路ネットワークの整備と交通安全の推進
	6：公共交通の利便性の向上
⑤市民活動・行財政運営	1：市民活動・自治会活動の推進
	2：市民との情報共有の推進
	3：効果的・効率的な行財政運営

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）	
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）		
分野①：子育て・教育・人権													
施策1：子育て支援の充実													
3 すべての人に 健康と福祉を 4 望みの学びを みんなに 5 ジェンダー平等を 実現しよう 16 平和と公正を すべての人に													
取組方針①：子育て家庭への支援の充実													
1	小学6年生までの医療費無償化の拡大	保険年金課	・小学1年生～3年生までの医療費助成実施 ※自己負担金→通院：1診療報酬明細書当たり500円（調剤は自己負担なし）、入院：なし（小学4年生～中学3年生までは償還払） ・令和4年10月実施をめざして、小学6年生までの拡大準備。 ※令和3年中に湖南4市の調整、令和4年2月議会までに条例改正の提案	35,000	35,000	・10月、小学6年生までの医療費助成実施 ※自己負担金→通院：1診療報酬明細書当たり500円（調剤は自己負担なし）、入院：なし（中学1年生～中学3年生までは償還払） ※前期に、滋賀県医師会への周知および国保連合会のシステムの改修	53,228	53,228	・小学6年生までの医療費助成、継続 ※自己負担金→通院：1診療報酬明細書当たり500円（調剤は自己負担なし）、入院：なし（中学1年生～中学3年生までは償還払）	70,000	70,000	・湖南4市との協議・調整が必要。 ・令和3年度から、滋賀県における福祉医療制度全般の見直しについて、検討会議が開催される。県内市町における子どもの医療費拡大をうけ、県における制度拡大が図られれば、財政負担は一定抑制できる可能性がある。 ・都市計画税の徴収開始に伴う、財源の確保との関連。	
取組方針②：安心して子育てできる環境の整備													
2	就学前保育の充実と幼保一体化の推進	こども課	・待機児童解消を図るため、小規模保育事業の導入を図る。 ○施設改修補助金の創設 2件 ・保育及び教育等の担い手不足の解消を図るため、「野洲市保育人材バンク事業」、「野洲市保育士等保育料補助事業」を行う。 ・三上こども園駐車場整備に係る実施設計、造成工事を行う。 ・保育アドバイザーを3名配置し、公立幼保、私立保の若手保育士を中心に訪問や指導を行い保育の質の向上を図る。	63,795	17,215	・待機児童解消を図るため、小規模保育事業の導入を図る。 ○施設改修補助金 2件 ・保育及び教育等の担い手不足の解消を図るため、「野洲市保育人材バンク事業」、「野洲市保育士等保育料補助事業」を行う。 ・保育アドバイザーを4名配置し、公立幼保、私立保の若手保育士を中心に訪問や指導を行い保育の質の向上を図る。	31,054	10,674	・待機児童解消を図るため、認可保育所の導入を図る。 ○施設改修補助金 1件 ・保育及び教育等の担い手不足の解消を図るため、「野洲市保育人材バンク事業」、「野洲市保育士等保育料補助事業」を行う。 ・保育アドバイザーを4名配置し、公立幼保、私立保の若手保育士を中心に訪問や指導を行い保育の質の向上を図る。	60,304	13,924	・施設の老朽化が進んでいる、野洲幼稚園と野洲第三保育園については、両園を合体してこども園とするなど、地域との協議を十分行いながら、方向性の検討を進めていく必要がある。	
3	学童保育所の運営	こども課	・学童保育所の管理運営を指定管理で行い、安定的な保育を確保する。 ・第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、学童保育二ースに対応するため、北野第1こどもの家及び北野第2こどもの家の施設更新等により確保する方策を検討する。 ・学童保育の夏休みにおける昼食導入について、保護者アンケート調査の実施、分析、導入の検討、提供者等の調査を行う。 ・小学校のICT教育に連動し、学童保育所においてもタブレット端末を活用するため、無線LAN環境を提供する。	362,255	91,209	・学童保育所の管理運営を指定管理で行い、安定的な保育を確保する。 ・第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、学童保育二ースに対応するため、北野第1こどもの家及び北野第2こどもの家の施設更新等について用地の選定及び確保を行う。 ・学童保育の夏休みにおける昼食導入	365,755	92,376	・学童保育所の管理運営を指定管理で行い、安定的な保育を確保する。 ・第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、学童保育二ースに対応するため、北野第1こどもの家及び北野第2こどもの家の施設更新等について、実施設計を行う。	372,005	99,792		
取組方針③：児童虐待の未然防止及び早期発見・対応													
4	「子どもの笑顔はみんなの安心」ストップ！子ども虐待	子育て家庭支援課・家庭児童相談室	児童虐待の未然防止として、市民への虐待防止に向けた啓発や地域における子育て家庭訪問事業の実施、妊娠期から乳幼児期における養育支援訪問事業によるサポートなど積極的に取り組んでいく。 また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と情報共有及び連携強化を図り、児童虐待の早期発見・対応に努める。	2,159	1,310	児童虐待の未然防止として、市民への虐待防止に向けた啓発や地域における子育て家庭訪問事業の実施、妊娠期から乳幼児期における養育支援訪問事業によるサポートなど積極的に取り組んでいく。 また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と情報共有及び連携強化を図り、児童虐待の早期発見・対応に努める。	2,159	1,310	児童虐待の未然防止として、市民への虐待防止に向けた啓発や地域における子育て家庭訪問事業の実施、妊娠期から乳幼児期における養育支援訪問事業によるサポートなど積極的に取り組んでいく。 また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と情報共有及び連携強化を図り、児童虐待の早期発見・対応に努める。	2,159	1,310		

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 (今後の課題、展望等)
			事 業 概 要	予算額 (千円)	内一般財源 (千円)	事 業 概 要	見込額 (千円)	内一般財源 (千円)	事 業 概 要	見込額 (千円)	内一般財源 (千円)	
施策2：青少年の健全育成 3すべての人に健康と福祉を 4質の高い教育をみんなに												
取組方針①：青少年の自主性を育てる機会や場の提供												
5	子どもの居場所づくりの推進	生涯学習スポーツ課	地域の子どもの安全・安心な居場所の確保、地域の多様な世代が参画する様々な体験・交流・学習活動の子どもたちへの提供として、「子どもの居場所づくり事業」を実施する。 ・地域子ども教室の開催	2,061	1,475	地域の子どもの安全・安心な居場所の確保、地域の多様な世代が参画する様々な体験・交流・学習活動の子どもたちへの提供として、「子どもの居場所づくり事業」を実施する。	2,061	1,475	地域の子どもの安全・安心な居場所の確保、地域の多様な世代が参画する様々な体験・交流・学習活動の子どもたちへの提供として、「子どもの居場所づくり事業」を実施する。	2,061	1,475	CS（コミュニティスクール）の導入の検討と地域と学校の連携・協働のあり方の検討。通番10「地域に開かれた学校事業」のとおり、学校教育課と連携して実施する。
取組方針②：非行の防止やひきこもり等への支援												
6	青少年健全育成事業	生涯学習スポーツ課	青少年に係る各種団体との会議開催や街頭巡回活動等を実践し、青少年の非行防止と健全育成のための総合的な事業を野洲市青少年育成市民会議と委託契約を締結して実施する。 ①まちぐるみで愛の声かけ運動 ②はつらつ野洲っ子中学生広場 ③はつらつ野洲っ子育成フォーラム ④市民会議表彰および研修会 ⑤初発型非行防止活動 ・愛のパトロール（毎月第1・3金曜日） ・夏休み、冬休み等の特別街頭補導	1,563	1,563	青少年に係る各種団体との会議開催や街頭巡回活動等を実践し、青少年の非行防止と健全育成のための総合的な事業を野洲市青少年育成市民会議と委託契約を締結して実施する。 ①まちぐるみで愛の声かけ運動 ②はつらつ野洲っ子中学生広場 ③はつらつ野洲っ子育成フォーラム ④市民会議表彰および研修会 ⑤初発型非行防止活動 ・愛のパトロール（毎月第1・3金曜日） ・夏休み、冬休み等の特別街頭補導	1,563	1,563	青少年に係る各種団体との会議開催や街頭巡回活動等を実践し、青少年の非行防止と健全育成のための総合的な事業を野洲市青少年育成市民会議と委託契約を締結して実施する。 ①まちぐるみで愛の声かけ運動 ②はつらつ野洲っ子中学生広場 ③はつらつ野洲っ子育成フォーラム ④市民会議表彰および研修会 ⑤初発型非行防止活動 ・愛のパトロール（毎月第1・3金曜日） ・夏休み、冬休み等の特別街頭補導	1,563	1,563	青少年の育成団体の後継者の確保が課題となっており、子どもも大人も主体的に活動に関われる場所と機会を提供することで、次代の地域活動のリーダーとなるような担い手を育成していくことが求められている。
施策3：学校教育の充実 4質の高い教育をみんなに 10人や団体の学習をみんなで												
取組方針①：確かな学力の定着・向上												
7	学力向上推進事業	学校教育課	・野洲小学校の体育水泳授業を余熱利用施設内温水プールで実施し、児童の運動技能を向上させる。 ・市内の小中学校のICT環境を整備し、子どもたちの学びの環境を充実させる。	13,282	13,282	・野洲小学校の体育水泳授業を余熱利用施設内温水プールで実施し、児童の運動技能を向上させる。 ・市内の小中学校のICT環境を整備し、子どもたちの学びの環境を充実させる。	13,282	13,282	・野洲小学校の体育水泳授業を余熱利用施設内温水プールで実施し、児童の運動技能を向上させる。 ・市内の小中学校のICT環境を整備し、子どもたちの学びの環境を充実させる。	13,282	13,282	・小学校体育水泳事業業務委託事業は、次々起こる学校のプール老朽化への対応次第で、拡大する可能性がある。 ・ICTサポーター業務委託事業は、本来、学校への浸透が図られた時点で見直す必要はある。しかし、端末の学校への導入には想定外の困難があった。そこで、令和3年度で子どもたちも教員も「慣れる」段階、令和4年度で「使う」段階、令和5年度で「使いこなす」段階と捉えながら、見直しの時期を探っていきたい。
取組方針②：子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実												
8	不登校やいじめ問題等に対する支援	ふれあい教育相談センター	・小・中学校に行けない（行きにくい）子どもに対して、居場所となる適応指導教室(ドリーム教室)事業や家庭訪問型学習支援事業を行う。これらの事業を通して、一人ひとりの自主的な活動やたくましい心の育ちを支援したり学習の援助を行う。 ・不登校やいじめなどの問題を抱えている子どもや保護者に対して電話や面談によりカウンセリングを行う。	15,079	15,068	・小・中学校に行けない（行きにくい）子どもに対して、居場所となる適応指導教室(ドリーム教室)事業や家庭訪問型学習支援事業を行う。これらの事業を通して、一人ひとりの自主的な活動やたくましい心の育ちを支援したり学習の援助を行う。 ・不登校やいじめなどの問題を抱えている子どもや保護者に対して電話や面談によりカウンセリングを行う。 ・学校教育課と連携し、不登校やいじめについて、学校や相談支援機関のスキル向上のための仕組みを整える。	15,079	15,068	・小・中学校に行けない（行きにくい）子どもに対して、居場所となる適応指導教室(ドリーム教室)事業や家庭訪問型学習支援事業を行う。これらの事業を通して、一人ひとりの自主的な活動やたくましい心の育ちを支援したり学習の援助を行う。 ・不登校やいじめなどの問題を抱えている子どもや保護者に対して電話や面談によりカウンセリングを行う。 ・学校教育課と連携し、不登校やいじめについて、学校や相談支援機関のスキルの向上と維持のための取り組みを進める。	15,079	15,068	不登校の子どもがドリーム教室や家庭訪問型学習支援事業を通じて学校復帰することを目指すしている。 これらの事業を有効に活用いただくためには、利用に対する理解や納得が必要となるため、学校やスクールカウンセラー等との連携をさらに深めていく必要がある。

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	
取組方針③：安全・安心な教育環境の整備と働きやすい環境づくりの推進												
9	小中学校施設保全事業	教育総務課	・今後の小中学校施設の適正な維持管理及び長寿命化を図るため、国の交付金事業採択の措置を進めるとともに、当市の財政状況を見極めた上で事業化を決定し、順次、老朽化対策を必要とする各小中学校施設における大規模改修等の工事を実施する。 （中主小学校 旧館棟改築設計業務委託、旧館棟改築工事） （野洲北中学校 北校舎・体育館大規模改修工事） ・平成26年3月策定した「野洲市小中学校施設保全計画」の見直しを図る。	1,304,546	92,524	今後の小中学校施設の適正な維持管理及び長寿命化を図るため、国の交付金事業採択の措置を進めるとともに、当市の財政状況を見極めた上で事業化を決定し、順次、老朽化対策を必要とする各小中学校施設における大規模改修等の工事を実施する。 （中主小学校 旧館棟改築工事、新館棟大規模改修工事） （北野小学校 校舎増築、旧館校舎・体育館大規模改修工事基本設計業務）	1,198,949	－	今後の小中学校施設の適正な維持管理及び長寿命化を図るため、国の交付金事業採択の措置を進めるとともに、当市の財政状況を見極めた上で事業化を決定し、順次、老朽化対策を必要とする各小中学校施設における大規模改修等の工事を実施する。 （中主小学校 新館棟大規模改修工事） （北野小学校 実施設計業務委託） （中主中学校 基本設計業務委託）	721,034	－	
取組方針④：地域に根ざした学校づくりの推進												
10	地域に開かれた学校事業	学校教育課	地域学校協働活動やコミュニティスクール立ち上げの準備を加速させる。 ・コミュニティスクール（学校運営協議会、地域学校協働活動）準備会を市内各校に発足させる。	1,550	1,550	地域に開かれた学校づくり、学校を核にしたまちづくりに向けた動きを加速させていく。 ・コミュニティスクール準備会の活動開始	1,550	1,550	コミュニティスクール（学校運営協議会、地域学校協働活動）の本市における進行状況を確認し、学校を核にしたまちづくりにつなげていく。 ・教育委員会規則を改正し、コミュニティスクールを実施予定	1,550	1,550	通番5「子どもの居場所づくりの推進」のとお り、生涯学習スポーツ課と連携して実施す る。
施策4：生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進												
4質の高い教育をみんなに												
取組方針①：生涯学習・生涯スポーツの機会の提供												
11	生涯学習・生涯スポーツの充実	生涯学習スポーツ課	・生涯学習カレッジや出前講座等を充実し、各自治会、各団体等に情報提供を行い、市民への学習機会の提供と啓発を行う。 ・各団体やサークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動に繋げるため、コミュニティセンターと連携を図り、学習機会の充実と成果を活かす場を提供する。 ・総合体育館をはじめ市民グラウンド、野洲川河川公園、また、健康スポーツセンターを健康と交流を創出する拠点施設として生涯スポーツの機会の提供を図る。	300	150	・生涯学習カレッジや出前講座等を充実し、各自治会、各団体等に情報提供を行い、市民への学習機会の提供と啓発を行う。 ・各団体やサークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動に繋げるため、コミュニティセンターと連携を図り、学習機会の充実と成果を活かす場を提供する。 ・総合体育館をはじめ市民グラウンド、野洲川河川公園、また、健康スポーツセンターを健康と交流を創出する拠点施設として生涯スポーツの機会の提供を図る。	300	225	・生涯学習カレッジや出前講座等を充実し、各自治会、各団体等に情報提供を行い、市民への学習機会の提供と啓発を行う。 ・各団体やサークル間での発表等を通じて自らがより良い学びを追求するなどの自立した活動に繋げるため、コミュニティセンターと連携を図り、学習機会の充実と成果を活かす場を提供する。 ・総合体育館をはじめ市民グラウンド、野洲川河川公園、また、健康スポーツセンターを健康と交流を創出する拠点施設として生涯スポーツの機会の提供を図る。	300	300	各種教室や講座の参加者の固定化が課題。また、ニーズに沿った事業展開が必要。
取組方針②：生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援												
12	社会教育関係団体の支援	生涯学習スポーツ課	野洲市社会教育関係団体の活動に対して支援を行い生涯学習によるまちづくり及び社会教育の振興を図るとともに、各活動団体の活性化や活動を担う人材の育成に取組む。	12,476	12,476	野洲市社会教育関係団体の活動に対して支援を行い生涯学習によるまちづくり及び社会教育の振興を図るとともに、各活動団体の活性化や活動を担う人材の育成に取組む。	12,476	12,476	野洲市社会教育関係団体の活動に対して支援を行い生涯学習によるまちづくり及び社会教育の振興を図るとともに、各活動団体の活性化や活動を担う人材の育成に取組む。	12,476	12,476	地域における学習やスポーツ活動は、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化につながる ことが期待され、地域の担い手の確保や地域の拠点を活用した活動を進めていく必要 がある。
取組方針③：文化芸術の振興												
13	文化芸術に親しむ機会の充実	生涯学習スポーツ課	本格的な舞台芸術の鑑賞機会となる鑑賞型事業として関西フィル等の公演を継続開催し、その他若者層をターゲットにした公演を実施する。また、野洲文化ホール・さざなみホールで各種教室を開催し文化活動の機会を提供すると共に受講生の発表会を開催して成果発表の場を提供する。	9,252	－	様々なジャンルの鑑賞型事業を実施することで本格的な舞台芸術に触れ鑑賞する機会を増やす。野洲文化ホール・さざなみホールで各種教室を開催し文化活動の機会を提供すると共に受講生の発表会を開催して成果発表の場を提供する。また、出張演奏会等への出演機会を創出する。	9,252	－	鑑賞型事業を継続して実施することで本格的な舞台芸術に触れ鑑賞する機会を提供する。また、文化ホールの特性である残響の良さを活かした室内楽やオーケストラ等のコンサートの実施で鑑賞機会の充実を図る。 野洲文化ホール・さざなみホールで各種教室を開催し文化活動の機会を提供すると共に受講生の発表会を開催して成果発表の場を提供する。また、出張演奏会等への出演機会を増やす。	9,252	－	文化芸術の振興のため継続した取り組みが必要である。

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	
施策5：人権の尊重と多文化共生社会の実現 4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー平等を 実現しよう 10 人や国は平等を 尊重しよう 16 平和と公正を すべての人に												
取組方針①：人権教育・啓発の推進と相談支援体制の充実												
14	人権施策の推進	人権施策推進課	人権尊重の理念と知識を深め、あらゆる場を通じて学習機会の提供と啓発活動の推進を図る。人権侵害（インターネットやSNSによる人権侵害を含めて）に対し市民が安心して利用できるよう相談体制の充実と関係機関との連携を図る。 ・第4次計画の進捗管理と審議会開催（令和2年度実績と令和3年度計画について審議） ・市・学区人権啓発推進協議会への支援 ・市民のつどいなど人権関連事業の開催 ・地区懇の開催支援と啓発冊子の作成・発行 ・人権相談窓口の周知と相談支援体制の充実	6,265	5,307	人権尊重の理念と知識を深め、あらゆる場を通じて学習機会の提供と啓発活動の推進を図る。人権侵害（インターネットやSNSによる人権侵害を含めて）に対し市民が安心して利用できるよう相談体制の充実と関係機関との連携を図る。 ・第4次計画の進捗管理と審議会開催（令和3年度実績と令和4年度計画について審議） ・市・学区人権啓発推進協議会への支援 ・市民のつどいなど人権関連事業の開催 ・地区懇の開催支援と啓発冊子の作成・発行 ・人権相談窓口の周知と相談支援体制の充実	6,265	5,307	人権尊重の理念と知識を深め、あらゆる場を通じて学習機会の提供と啓発活動の推進を図る。人権侵害（インターネットやSNSによる人権侵害を含めて）に対し市民が安心して利用できるよう相談体制の充実と関係機関との連携を図る。 ・第4次計画の進捗管理と審議会開催（令和4年度実績と令和5年度計画について審議） ・第5次計画策定に向けた市民意識調査内容の検討 ・市・学区人権啓発推進協議会への支援 ・市民のつどいなど人権関連事業の開催 ・地区懇の開催支援と啓発冊子の作成・発行 ・人権相談窓口の周知と相談支援体制の充実	6,265	5,307	
取組方針②：男女共同参画の推進												
15	男女共同参画の推進	人権施策推進課	男女が持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ平等に参画できる男女共同参画社会の実現をめざす。 ・第4次計画（女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を位置付けた）の進捗管理と審議会開催（令和2年度実績と令和3年度計画について審議） ・男女共同参画社会推進をめざす団体への支援 ・男女共同参画フォーラムの開催など男女共同参画社会に向けた啓発の推進 ・委員会等への女性の参画や登用促進に向けた啓発と女性委員参画割合調査の実施・公表	196	196	男女が持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ平等に参画できる男女共同参画社会の実現をめざす。 ・第4次計画（女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を位置付けた）の進捗管理と審議会開催（令和3年度実績と令和4年度計画について審議） ・男女共同参画社会推進をめざす団体への支援 ・男女共同参画フォーラムの開催など男女共同参画社会に向けた啓発の推進 ・委員会等への女性の参画や登用促進に向けた啓発と女性委員参画割合調査の実施・公表	196	196	男女が持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ平等に参画できる男女共同参画社会の実現をめざす。 ・第4次計画（女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を位置付けた）の進捗管理と審議会開催（令和4年度実績と令和5年度計画について審議） ・男女共同参画社会推進をめざす団体への支援 ・男女共同参画フォーラムの開催など男女共同参画社会に向けた啓発の推進 ・委員会等への女性の参画や登用促進に向けた啓発と女性委員参画割合調査の実施・公表	196	196	
取組方針③：多文化共生の推進												
16	多文化共生推進事業	企画調整課	外国人住民が安心して暮らせるよう分かりやすい通訳・翻訳等の支援に取り組む。 異文化との交流や、地域と外国人住民との相互理解の場を設けることにより、多文化共生を推進する。 ・交流施設団の令和4年度の派遣体制の対応等について検討する。	7,470	224	外国人住民が安心して暮らせるよう分かりやすい通訳・翻訳等の支援に取り組むとともに、行政サービスの対応方法について、更なる周知に取り組む。 異文化との交流や、地域と外国人住民との相互理解の場を設けることにより、多文化共生を推進する。 ・交流使節団の派遣の実施 ・交流使節団の令和5年度の入受体制の対応等について検討する。	7,000	224	外国人住民が安心して暮らせるよう分かりやすい通訳・翻訳等の支援に取り組む。 異文化との交流や、地域と外国人住民との相互理解の場を設けることにより、多文化共生を推進する。 ・交流使節団の入受の実施 ・姉妹都市交流事業の今後の方向性の検討	7,000	224	
分野②：福祉・生活												
施策1：健康づくりの推進と地域医療体制の整備 3 すべての人に 健康と福祉を												
取組方針①：市民の健康づくりへの支援												
17	健康づくりの推進	健康推進課	ほぼえみやす21健康プランや食育推進計画に基づき、市民が自身の心と体の健康づくりを推進するため、医療、福祉、保健等の関係機関が、各ライフステージに応じた途切れのない支援や、健康課題の取組を効果的に推進するための体制づくりを進める。 ・地域医療あり方検討会の全体会及び各部会（在宅ケア部会・24時間訪問看護介護検討会・母子保健部会・生活習慣病部会）を開催する。	144	58	市民が自身の心と体の健康づくりを推進するため、医療、福祉、保健等の関係機関が、各ライフステージに応じた途切れのない支援や、健康課題の取組を効果的に推進するための体制づくりを進める。	144	58	市民が自身の心と体の健康づくりを推進するため、医療、福祉、保健等の関係機関が、各ライフステージに応じた途切れのない支援や、健康課題の取組を効果的に推進するための体制づくりを進める。	144	58	市民が自ら健康づくりに取り組むため医療、福祉、保健等の関係機関との連携により支援や体制の充実を図る。

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）	
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）		
取組方針②：地域医療体制の整備													
18	市民病院整備事業	市民病院整備課	・立地場所選定に関する検討及び設置条例の改正 ・現行の基本構想及び基本計画の見直し ・将来収支の見直し ・概算工事費の算定 ・発注方法の検討 ・評価委員会、議会特別委員会での審議 ・住民説明会 ・国県他関係機関協議	12,918	6,918	・要求水準書、選定基準等の策定 ・事業者決定 ・基本設計業務の準備 ・評価委員会、議会特別委員会での審議 ・住民説明会 ・国県他関係機関協議	110,000	55,000	・基本設計～実施設計 ・評価委員会、特別委員会での審議 ・住民説明会 ・国県他関係機関協議	200,000	100,000	・令和7年度竣工・開院（目標年次）までのスケジュール管理 ・敷地面積減少による配置見直し ・医療機器、情報システム等の更新 ・前計画の病院事業債の一括償還、国からの交付金の返還時期	
19	病院新築整備を前提とした医療体制の充実と機器整備	市立野洲病院	・病院新築整備の見通しが立つことによる医師体制の充実 ・医師体制を考慮した医療機器整備（MRI、CT、ナースコール等）	480,000	—	・病院新築整備の見通しが立つことによる医師体制の充実 ・医師体制を考慮した医療機器整備（医療情報システム等）	600,000	—	・病院新築整備の見通しが立つことによる医師体制の充実 ・医師体制を考慮した医療機器整備	200,000	—	病院新築整備なくして運営の持続的安定化は困難。	
施策2：高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり													
3すべての人に健康と福祉を 8働きがいも経済成長も 10人や団体の生き生きと暮らす													
取組方針①：健康づくり活動と社会参加の促進													
20	健康づくり・介護予防の推進	高齢福祉課	高齢者の自立支援に向けた介護予防・日常生活総合事業を推進する。 ・高齢者保健事業と介護予防の一体的な事業実施に向けた検討を行う。 ・いきいき百歳体操等の高齢者の通いの場の拡充や健康教育の実施等により介護予防事業を推進する。	6,450	1,386	高齢者の自立支援に向けた介護予防・日常生活総合事業を推進する。 ・高齢者保健事業と介護予防の一体的な事業を実施する。 ・いきいき百歳体操等の高齢者の通いの場の拡充や健康教育の実施等により介護予防事業を推進する。	6,450	1,386	高齢者の自立支援に向けた介護予防・日常生活総合事業を推進する。 ・高齢者保健事業と介護予防の一体的な事業を実施する。 ・いきいき百歳体操等の高齢者の通いの場の拡充や健康教育の実施等により介護予防事業を推進する。	6,450	1,386	地域介護予防支援事業を展開し、介護予防のすそ野を広げていく礎をきつていく。	
取組方針②：高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり													
21	認知症高齢者を市民や地域で見守る仕組みの充実	高齢福祉課	認知症施策の推進 ・認知症サポーター養成講座等を開催し、理解の促進を図るとともに、地域での日常生活や家族を支える体制の整備と強化を図るため、認知症サポーターの活躍の場の仕組みづくりを検討する。	608	257	認知症施策の推進 ・認知症サポーター養成講座等を開催し、理解の促進とサポート体制の充実を図るとともに、地域での日常生活や家族を支える体制の整備と強化を図るため、認知症サポーターの活躍の場の仕組みづくりを試行する。	608	257	認知症施策の推進 ・認知症サポーター養成講座等を開催し、理解の促進とサポート体制の充実を図るとともに、地域での日常生活や家族を支える体制の整備と強化を図るため、認知症サポーターの活躍の場の仕組みづくりを評価及び再検討する。	608	257	講座受講者が身近な地域活動に参加でき、受講者の自主的な取組に繋がり、その結果身近な地域での支援の輪が広がっていくような事業展開を図る。	
取組方針③：市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進													
22	地域密着型サービス等の適正な運営及び充実	介護保険課	・介護保険者の重要な機能である給付の適正化、サービス利用に関する相談対応の充実、介護サービス（事業者）の資質向上のための支援と指導に取り組む。 ・居宅サービスの質的、内容的な充実をさらに促すために、小規模多機能型居宅介護施設の募集を行い、サービスの拡大を行う。	—	—	・介護保険者の重要な機能である給付の適正化、サービス利用に関する相談対応の充実、介護サービス（事業者）の資質向上のための支援と指導に取り組む。 ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査等を行う。 ・居宅サービスの質的、内容的な充実をさらに促すために、小規模多機能型居宅介護施設の開設の支援を行い、サービスの拡大に努める。 ○施設等整備費補助金 1件 ○施設等開設準備経費補助金 1件	42,334	3,700	・介護保険者の重要な機能である給付の適正化、サービス利用に関する相談対応の充実、介護サービス（事業者）の資質向上のための支援と指導に取り組む。 ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を行う。	3,300	3,300		

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備考 （今後の課題、展望等）	
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）		
施策3：障がい児・者福祉の充実													
3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国との平等 をなくそう 11 住み続けられ るまちづくりを													
取組方針①：障がい者の個別支援の充実													
23	地域生活支援 拠点の整備	障がい者 自立支援 課、地域 生活支援 室	地域生活支援拠点の整備 ・現在ある湖南圏域や市内事業所におけるサービス提供事業所が、地域生活サポートシステム（地域生活支援拠点）づくりにおいて、その機能としての役割を担えるか検証するため、障がい者自立支援協議会計画相談部会を主体としたプロジェクトチームを編成し、協議を進める。また、本市における障がい者を支えるシステムの課題について協議していく。	－	－	地域生活支援拠点の整備 ・自立支援協議会計画相談部会による検証結果を踏まえ、地域生活支援拠点整備に向けて具体的に取り組みながら、並行して基幹相談支援センターの開設に向け準備を進める。	－	－	地域生活支援拠点の整備 ・地域生活支援拠点と基幹相談支援センターを開設し、業務に取り組みながら、国の指針に基づき年1回以上の運営状況の検証、検討を行っていく。	－	－		
取組方針②：障がい児の相談支援・療育の充実													
24	新発達支援セ ンターの整備	発達支援 センター	令和5年度開所に向けて、実施設計業務、造成工事等を行う。	47,540	2,541	令和5年度開所に向けて、建築工事を行う。同時に、駐車場の整備設計及び現センターの解体設計業務を行う。併せて条例の改正等を行う。 また、新センターが完成するR5年度の児童発達支援センター化に向けて、県の事業所指定を受ける準備を進める。	563,363	11,673	新センターを開設する。その後、旧センターの解体工事、駐車場整備工事を順次行う。	36,500	3,650		
施策4：地域福祉の推進													
3 すべての人に 健康と福祉を 10 人や国との平等 をなくそう													
取組方針①：市民の主体的な地域福祉活動の推進													
25	地域福祉推進 事業（市民活 動）	社会福祉 課	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、すべての市民に生きがい（役割）をつくり相互に認め合う関係づくりを進められるよう、社会福祉協議会とともに社会福祉活動の支援を行う。 ・見守りマップを作成する（3自治会）。	171	171	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、すべての市民に生きがい（役割）をつくり相互に認め合う関係づくりを進められるよう、社会福祉協議会とともに社会福祉活動の支援を行う。 ・見守りマップを作成する（5自治会）。	171	171	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、すべての市民に生きがい（役割）をつくり相互に認め合う関係づくりを進められるよう、社会福祉協議会とともに社会福祉活動の支援を行う。 ・見守りマップを作成する（8自治会）。	171	171		
取組方針②：地域と連携した福祉活動の推進													
26	地域福祉推進 事業（ネット ワーク）	社会福祉 課	市民・事業者・社会福祉協議会・市を中心とし分野や立場を超えたネットワークの形成に取組むきっかけとなるよう、タウンミーティング等を行う。また、推進状況を地域福祉計画推進委員会にて管理する。 ・タウンミーティングを開催する（3回）。	171	171	市民・事業者・社会福祉協議会・市を中心とし分野や立場を超えたネットワークを育成するため、タウンミーティング等を行う。また、推進状況を地域福祉計画推進委員会にて管理する。 ・タウンミーティングを開催する（5回）。	171	171	市民・事業者・社会福祉協議会・市を中心とし分野や立場を超えたネットワークを育成するため、タウンミーティング等を行う。また、推進状況を地域福祉計画推進委員会にて管理する。 ・タウンミーティングを開催する（8回）。	171	171		

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）	
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）		
施策5：生活困窮者等への支援の充実 1 貧困をなくそう 2 困難をせよに 3 すべての人に健康と福祉を 8 働きがいも経済成長も 10 人や国は多様でふたつを													
取組方針①：包括的な相談支援体制の充実													
27	生活困窮者支援事業	市民生活相談課	・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計改善支援事業、学習・生活支援事業（やすーく）を実施する。 ・就労支援事業（やすーく）を実施する。 ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業（ひきこもり支援）を実施する。	18,557	4,155	・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計改善支援事業、学習・生活支援事業（やすーく）を実施する。 ・就労支援事業（やすーく）を実施する。 ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業（ひきこもり支援）を実施する。	11,557	2,405	・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計改善支援事業、学習・生活支援事業（やすーく）を実施する。 ・就労支援事業（やすーく）を実施する。	6,897	2,405		
28	市営住宅更新整備（市営住宅等の住まいの確保）	住宅課	昭和48年に建設された永原第2団地4号棟について、解体工事を施工する。また、建替えに向けて実施設計を行う。	82,137	41,000	令和5年度完成に向け永原第2団地4号棟の建設工事を施工する。また、既存不適格の市営住宅エレベーター（吉地、新上屋）の改修を行う。	290,871	135,436	永原第2団地4号棟の建設工事を完了する。また、既存不適格の市営住宅エレベーター（和田、木部）の改修を行う。	290,871	135,436	木部・妙光寺の住宅跡地（市有地）の払下げに向け調整中	
施策6：消費者行政・防犯対策の充実 11 住生活に関するまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 16 平和と公正をすべての人に													
取組方針①：消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実													
29	消費者行政推進事業	市民生活相談課	野洲市くらし支えあい条例の理念を踏まえ、市民が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し下記の事業を実施する。 ・消費生活相談業務における適切な助言・斡旋等の推進 ・消費者教育及び出前講座等の啓発 ・野洲市くらし支えあい条例の円滑な運用 ・野洲市見守りネットワーク協定の推進 ・野洲市消費者安全確保地域協議会の推進 ・地域に法律を届ける仕組みづくり事業 コロナ禍における感染防止の対策を踏まえオンラインによる研修会や相談対応を検討する。	3,600	168	野洲市くらし支えあい条例の理念を踏まえ、市民が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し下記の事業を実施する。 ・消費生活相談業務における適切な助言・斡旋等の推進 ・消費者教育及び出前講座等の啓発 ・野洲市くらし支えあい条例の円滑な運用 ・野洲市見守りネットワーク協定の推進 ・野洲市消費者安全確保地域協議会の推進 ・地域に法律を届ける仕組みづくり事業	3,600	54	野洲市くらし支えあい条例の理念を踏まえ、市民が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し下記の事業を実施する。 ・消費生活相談業務における適切な助言・斡旋等の推進 ・消費者教育及び出前講座等の啓発 ・野洲市くらし支えあい条例の円滑な運用 ・野洲市見守りネットワーク協定の推進 ・野洲市消費者安全確保地域協議会の推進 ・地域に法律を届ける仕組みづくり事業	3,600	168	・悪質業者による消費者被害の未然・拡大防止のため、処分及び指導を適切に実施できるよう職員の人材育成が必要である。 ・振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害防止のため消費者安全確保地域協議会の一層の推進と強化が必要である。	
取組方針②：防犯対策の実施													
30	地域安全センターを中心とする活動の充実	危機管理課	野洲駅北口の地域安全センターを拠点に16時から22時までの夜間において、防犯パトロール（ブルーフラッシュ活動等）や駅前啓発等を強化するとともに、防犯灯や駅前防犯カメラを適正に管理し、犯罪等を防止する生活環境の整備を図る。	13,764	13,764	野洲駅北口の地域安全センターを拠点に16時から22時までの夜間において、防犯パトロール（ブルーフラッシュ活動等）や駅前啓発等を強化するとともに、防犯灯や駅前防犯カメラを適正に管理し、犯罪等を防止する生活環境の整備を図る。	13,764	13,764	野洲駅北口の地域安全センターを拠点に16時から22時までの夜間において、防犯パトロール（ブルーフラッシュ活動等）や駅前啓発等を強化するとともに、防犯灯や駅前防犯カメラを適正に管理し、犯罪等を防止する生活環境の整備を図る。	13,764	13,764	犯罪等に対する警備業務に精通した人材の確保が求められる。	

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業 通 番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）	
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）		
分野③：産業・観光・歴史文化													
施策1：商工業の振興			4 質の高い教育を みんなに 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 10 人や国々の平等を もたらそう 12 つくる責任 つかう責任										
取組方針①：事業者の操業環境の整備支援													
31	操業環境支援 事業	商工観光 課	中小企業の設備投資にかかる支援を行う。 ・「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等 導入計画」の認定を行う。 ・設備投資にかかる固定資産税を3年間減免 事業者の操業環境の整備にかかる支援制度につ いて、情報提供や周知に努める。 [指標：製造業付加価値額 945億円]	—	—	中小企業の設備投資にかかる支援を行う。 ・「導入促進基本計画」に基づき、「先端設備等 導入計画」の認定を行う。 ・設備投資にかかる固定資産税を3年間減免（令 和5年3月31日受付分で終了） 事業者の操業環境の整備にかかる支援制度につ いて、情報提供や周知に努める。 [指標：製造業付加価値額 969億円]	—	—	事業者の操業環境の整備にかかる支援制度につ いて、情報提供や周知に努める。 [指標：製造業付加価値額993億円]	—	—	・工場敷地の有効利用、立地促進を図るた め、「野洲市工場立地法準則条例」を平成 30年12月27日に施行し、緑地面積率等の 見直しを実施したことにより、市内企業では 設備投資等が活発に行われている。	
取組方針②：地域商業の基盤強化の支援													
32	小規模事業者 支援事業	商工観光 課	・商工会と市が策定した「経営発達支援計画」 （令和3～7年度）に基づき、小規模事業者の成 長と持続的発展を目指し、経営支援を行う。 [指標：年間商品販売額 894億円] ・野洲駅前の活性化を図るため、イルミネーショ ン事業を拡充する。 ・コロナ禍の事業者支援対策を講じる。	25,150	25,150	・「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者 の成長と持続的発展を目指し、経営支援を行う。 [指標：年間商品販売額 918億円] ・イルミネーション事業を継続し、野洲駅前の活 性化を推進する。 ・買い物困難者への対策として、移動販売等を祇 王学区で試行する。	20,150	20,150	・「経営発達支援計画」に基づき、小規模事業者 の成長と持続的発展を目指し、経営支援を行う。 [指標：年間商品販売額 942億円] ・イルミネーション事業を継続し、野洲駅前の活 性化を推進する。 ・買い物困難者への対策として、祇王学区の試行 結果を検証し、市内の各地域に拡充できるよう、 地域連携による事業活動への支援を実施する。	20,150	20,150		
取組方針③：創業支援の強化と雇用の創出													
33	創業支援事業	商工観光 課	・野洲市商工業振興基本計画（令和3年4月策 定）に基づき、市内で新たに創業する小規模企業 者を対象に、創業にかかる経費の一部を補助す る。 [指標：創業支援対象 5事業者] ・産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業 計画により、商工会や金融機関と連携し創業者へ の支援を行う。商工会主催の創業塾の受講証明を 発行し、登録免許税軽減等の特例措置を受けてい ただく。 [指標：創業塾受講者 12人]	1,000	1,000	・野洲市商工業振興基本計画に基づき、市内で新 たに創業する小規模事業者を対象に、創業にかか る経費の一部を補助し、対象者の拡大を図る。 [指標：創業支援対象 7事業者] ・産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業 計画により、商工会や金融機関と連携し創業者へ の支援を行う。商工会主催の創業塾の受講証明を 発行し、登録免許税軽減等の特例措置を受けてい ただく。 [指標：創業塾受講者 14人]	1,400	1,400	・野洲市商工業振興基本計画に基づき、市内で新 たに創業する小規模事業者を対象に、創業にかか る経費の一部を補助し、対象者の拡大を図る。 [指標：創業支援対象 9事業者] ・産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業 計画により、商工会や金融機関と連携し創業者へ の支援を行う。商工会主催の創業塾の受講証明を 発行し、登録免許税軽減等の特例措置を受けてい ただく。 [指標：創業塾受講者 16人]	1,800	1,800		
施策2：農林水産業の振興			2 飢餓を ゼロに 6 安全な水とトイレ を世界中に 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任 14 海の豊かさ を増やす 15 陸の豊かさも 増やす										
取組方針①：経営基盤の強化と担い手の確保													
34	農地利用集積 の促進強化	農林水産 課	・人・農地プランの実質化、中間管理機構の活用 により5年後には集積率80%になるよう、農地集 積を図る。（実質化推進重点地区；六条、竹生） ・新規就農者に対しては、支援に対する相談業務 をもとに農業次世代人材投資事業を活用し、早期 の自立と経営発展を促す。 ・先端技術の現場への導入・実証を加速するた め、スマート農業の促進を図る。	3,000	—	・人・農地プランの実質化、中間管理機構の活用 により5年後には集積率80%になるよう、農地集 積を図る。（実質化推進重点地区；乙窪、妙光 寺） ・新規就農者に対しては、支援に対する相談業務 をもとに農業次世代人材投資事業を活用し、早期 の自立と経営発展を促す。 ・スマート農業の促進により、経営の効率化を図 る。	3,000	—	・人・農地プランの実質化、中間管理機構の活用 により5年後には集積率80%になるよう、農地集 積を図る。（実質化推進重点地区；三上、上屋） ・新規就農者に対しては、支援に対する相談業務 をもとに農業次世代人材投資事業を活用し、早期 の自立と経営発展を促す。	3,000	—	人口減や高齢農家の離農の加速を見据え、地 域の農地利用の実効性を高めるため、人・農 地プランの実質化が必要となっているが、認 定農業者などの「中心経営体」では農地の受 けて不足により農地を引き受けにくくなって いるのが現状である。	

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業 通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	
取組方針②：農産物等のブランド力向上												
35	農産物のブランド力向上	農林水産課	・農業者と商工業者との交流機会を創出し、農商工連携を推進する。 ・ブランド力のある農産物を発掘し、農協などを通じ、販路の拡大支援及び特産品づくりを図る。 ・年2回の駅前バルに協賛し、農産物のPRを図る。	—	—	農商工連携の推進、販路の拡大支援、特産物の発掘に取り組む。	—	—	農商工連携の推進、販路の拡大支援、特産物の発掘に取り組む。	—	—	
取組方針③：農地、森林、水環境の良好な保全												
36	農林漁業施策における環境側面の強化	農林水産課	・従来の環境こだわり農産物の生産にあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に加えて、国際水準GAPへの取組を要件化することにより、持続可能な農業の確立を促進し、環境保全型農業を推進する。 〔指標：「環境保全型農業直接支払交付金」取組面積 967ha〕 ・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」において、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、水路、農道などの軽微な補修などを行う。	96,339	23,374	・従来の環境こだわり農産物の生産にあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に加えて、国際水準GAPへの取組を要件化することにより、持続可能な農業の確立を促進し、環境保全型農業を推進する。 〔指標：「環境保全型農業直接支払交付金」取組面積 1,000ha〕 ・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」において、昨年度より多くの組織において活動するよう推進を図る。	96,339	23,374	・従来の環境こだわり農産物の生産にあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に加えて、国際水準GAPへの取組を要件化することにより、持続可能な農業の確立を促進し、環境保全型農業を推進する。 ・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」において、昨年度より多くの組織において活動するよう推進を図る。	96,339	23,374	
施策3：地域資源を生かした観光の振興												
取組方針①：観光情報の収集・発信の充実												
37	観光情報発信事業	商工観光課	・観光物産協会のホームページを充実するとともに、フェイスブック、Instagram等のSNSによる積極的な情報発信を進める。 〔指標：Instagramフォロワー数 1,200〕 ・NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送に伴い、平家終焉の地のPRを進め、観光振興を図る。平宗盛役の来訪等NHKとの連携、平家物語フォーラムの開催等により、地元大篠原自治会と協力して、3年計画でPRを推進する。平宗盛公を偲ぶ集いでは、リモートによる中継を行い、新たな情報発信を試行する。	750	425	・観光物産協会のホームページを充実するとともに、フェイスブック、Instagram等のSNSによる積極的な情報発信を進める。 〔指標：Instagramフォロワー数 1,400〕 ・NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送に伴い、地元大篠原自治会や関係機関と協力し、「平家終焉の地」としての野洲のPRに努め、観光振興を図る。 ・地元の関係者とともに、野洲市の観光資源をストーリー性を持たせて発信することで、観光サービスをより魅力的に享受できる環境を整え、観光客のリピーター確保につなげる。	1,500	1,000	・観光物産協会のホームページを充実するとともに、フェイスブック、Instagram等のSNSによる積極的な情報発信を進める。 〔指標：Instagramフォロワー数 1,600〕 ・NHK大河ドラマを契機として「平家終焉の地」をPRするために行った事業の効果を検証し、誘客を継続して展開できるよう、地元大篠原自治会や関係機関と協力し、観光スポットへの周遊に取り組み、活性化を図る。	500	250	
取組方針②：新たな観光資源の発見と環境整備												
38	観光振興推進事業	商工観光課	・野洲市観光振興指針（平成29年4月策定）について、現状に応じた観光振興の推進を図るため、委員会を開催して見直し（原則5年ごと）を行う。 〔指標：観光入込客数年間 1,190,100人〕 ・湖岸の大型観光施設の開業（令和3年12月予定）に伴い、事前協議を重ねて連携協力を図り、市内への観光誘客のための取り組みを行う。 ・県、びわこビジターズビューロー、湖南4市等の広域連携事業により観光誘客を図る。湖南地域観光振興協議会（草津・守山・栗東・野洲）の30周年記念事業などを有効活用し、事業を展開する。	121	121	・野洲市観光振興指針（改訂版）に基づき、観光振興のための施策を展開する。コロナ禍の感染状況に応じて段階的に観光誘客を行い、アフターコロナに向けた観光の基盤強化を図る。 〔指標：観光入込客数年間 1,400,000人〕 ・体験型観光メニューを活用した情報発信や観光ツアーに取り組む。 ・市内の観光案内表示の更新・多言語化に向けて、現状調査を実施する。	—	—	・野洲市観光振興指針（改訂版）に基づき、観光振興のための施策を展開する。観光客が訪れやすい環境整備に向けた計画検討を行う。 〔指標：観光入込客数年間1,600,000人〕 ・体験型観光メニューを活用した情報発信や観光ツアーに取り組む。 ・市内の観光案内表示の更新・多言語化に向けて、整備計画の検討を行う。	—	—	湖岸の大型観光施設開業（令和3年12月予定）

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	
取組方針③：地域資源の活用促進												
39	地域資源活用事業	商工観光課	・自転車を活用した観光振興の計画を進め、ピワイチルートの湖周道路から市内への観光誘客のため、自転車マップ「ヤスイチ」の見直しを行う。 ・物産展「おいでやすマルシェ」の開催、草津近鉄百貨店「近江路」コーナーの活用、特産品ECサイトの利用案内等を通じて、特産品の販売促進や情報発信を図る。 ・ふるさと納税返礼品（令和3年10月から開始予定）の積極的な活用を、商工会や観光物産協会と連携協力して促進する。	—	—	・自転車を活用した観光振興を、地方創生推進交付金を活用した連携事業（県・大津市・草津市・守山市・野洲市・米原市）により推進する。（交付金対象事業2,500千円） ・物産展の開催、広域観光キャンペーンによるPR、Eコマースの推奨等により、特産品について情報発信できる機会を創出する。 ・ふるさと納税返礼品の活用を促進し、特産品の魅力について情報発信を図る。	—	—	・自転車を活用した観光振興を、レンタサイクルの充実を検討するとともに、自転車道の整備について都市建設部と協議していく。（交付金対象事業500千円） ・物産展の開催、広域観光キャンペーンによるPR、Eコマースの推奨等により、特産品について情報発信できる機会を創出する。 ・ふるさと納税返礼品の活用を促進し、特産品の魅力について情報発信を図る。	—	—	
施策4：歴史文化遺産の保全・活用 4 資料の整理・活用を みんなに 11 自然環境にやさしい まちづくりを 12 つくも未来 つくり責任												
取組方針①：歴史文化遺産の保護・継承												
40	歴史文化遺産の保護・継承事業①	文化財保護課	国・県指定文化財建造物の防災保守点検、国選定保存技術（本藍染）伝承事業、名勝兵主神社庭園荒廃防止の補助のほか、名勝兵主神社庭園保存活用計画策定補助（2ヵ年計画の1年目）、錦織寺襖絵修理補助（6ヵ年計画の2年目）、錦織寺御影堂桱唐戸（正面）の修理を行う。また、国史跡大岩山古墳群の適正な維持管理に努める。	7,288	7,288	国・県指定文化財建造物の防災保守点検、国選定保存技術（本藍染）伝承事業、名勝兵主神社庭園荒廃防止補助のほか、名勝兵主神社庭園保存活用計画策定補助（2ヵ年計画の2年目）、錦織寺襖絵修理補助（6ヵ年計画の3年目）、錦織寺御影堂桱唐戸（側面）の修理を行う。また、国史跡大岩山古墳群の適正な維持管理に努める。	8,159	8,159	・国・県指定文化財建造物の防災保守点検、国選定保存技術（本藍染）伝承事業、名勝兵主神社庭園荒廃防止の補助のほか、名勝兵主神社庭園整備基本計画策定補助、錦織寺襖絵修理補助（6ヵ年計画の4年目）、国宝御上神社本殿警報・消火設備等改修補助を行う。また、国史跡大岩山古墳群の適正な維持管理に努める。 ・野洲市文化財保存活用地域計画作成に着手する。	25,858	25,858	・市指定兵主神社本殿の県指定文化財への指定。 ・名勝兵主神社庭園保存整備事業の事業年度や内容の検討。 ・国宝御上神社本殿警報・消火設備補助の事業内容の検討。 ・指定文化財に対する天災等の緊急修繕対応の検討。 ・桜生史跡公園施設設備の計画的修繕。
41	歴史文化遺産の保護・継承事業②	歴史民俗博物館	失われつつある歴史・民俗資料の調査を行い、地域要望に基づき地域史の解明と伝統文化の継承に努める。また文化財の保存公開を適切に行うため、消火・警報設備改修工事、空調設備改修計画を策定する。	—	—	失われつつある歴史・民俗資料の調査を行い、地域要望に基づき地域史の解明と伝統文化の継承に努める。また文化財の保存公開を適切に行うため、消火・警報設備改修を国の補助を受け実施する。また空調設備改修工事の基本・実施設計業務を行う。	26,490	14,496	失われつつある歴史・民俗資料の調査を行い、地域要望に基づき地域史の解明と伝統文化の継承に努める。また文化財の保存公開を適切に行うため、空調設備改修工事を実施する。	100,000	100,000	消火・警報設備、空調設備改修に続きLED照明設備の改修を行う。
取組方針②：歴史文化遺産の魅力の発信												
42	企画展等開催事業	歴史民俗博物館	野洲市大岩山の銅鐸を中心に、重文12点をはじめ指定文化財7点の銅鐸等から、弥生共同社会の崩壊と権力社会への移行を明らかにする秋期企画展を開催する。企画展は関連企画を開催する滋賀県立安土城考古博物館・守山市立埋蔵文化財センターと連携し、効果的な魅力発信に努める。 また、絵図による朝鮮人街道の紹介、平宗盛に焦点をあてた平家ゆかりの野洲を紹介するテーマ展示を開催する。	3,964	2,379	現在、休館中の滋賀県立琵琶湖文化館に寄託される野洲市関係資料を中心に市内に点在する資料をあわせ、中・近世に栄えた野洲の魅力を美術工芸品から紹介する琵琶湖文化館地域連携・秋期企画展「野洲郡の美術工芸品」展（仮称）を開催する。 併せて考古・歴史・民俗資料から野洲の特性を取り上げたテーマ展示、講演会等を開催する。	2,000	1,500	同じ鑄型で造られた鏡が、韓国武寧王陵、群馬県綿貫観音山古墳、三上山下古墳二面（推定甲山古墳）ら出土している。これらの鏡を中心に近江・野洲を勢力基盤として擁立された継体大王の治世（6世紀前半）を通観する秋期特別展「継体大王と四面の鏡―新王権擁立と大岩山古墳群―」を開催する。 また考古・歴史・民俗資料から野洲の特性を取り上げたテーマ展示、講演会等を開催する。	4,998	3,518	市内の失われつつある歴史・民俗文化財を収蔵し、その中から野洲を特色づける展覧会を開催して、野洲の良き歴史・文化・自然を情報発信し、住みたいまち、住み続けたいまちに貢献する。
取組方針③：他分野との連携による歴史的遺産の活用促進												
43	永原御殿跡保存整備事業	文化財保護課	本丸の公有地化（約3,500㎡）、整備基本計画書策定、発掘調査、史跡活用事業を国庫補助金の交付を受けて実施する。 あわせて、市単独事業として二の丸の外周等の境界確定を行い、地積の確定や公図混乱地の訂正を行う。	59,421	22,028	本丸の公有地化（約3,500㎡）、整備基本設計書策定、発掘調査、史跡活用事業を国庫補助金の交付を受けて実施する。 本丸・二の丸の未指定地について国史跡追加指定の同意を得る。	48,800	14,950	本丸及び二の丸の未指定地の国史跡追加指定ならびに公有地化（約4,000㎡）、本丸内の一部実施設計・工事監理・整備工事、発掘調査、史跡活用事業を国庫補助金の交付を受けて実施する。	82,300	29,150	・本丸内には事業所倉庫等、二の丸内には事業所や個人住宅があり、公有地化にあたって補償及び移転について経費・期間・移転場所等について一定の配慮が必要。 ・史跡の活用・維持管理等は、地元自治会やまちづくり推進協議会との協働が必要。

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）	
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）		
分野④：環境・都市計画・都市基盤整備													
施策1：均衡ある土地利用の推進													
取組方針①：計画的な土地利用の推進													
44	市街化区域の拡大	都市計画課	市街化区域の拡大を行うにあたっては、現状において滋賀県が概ね10年ごとに行う区域区分の定期見直しのみとなっているため、随時見直しの柔軟な対応が可能となるよう、事業主体である滋賀県に対し方針の見直しを要望する。 また、市内の一団の纏まった農振農用地の白地農地の土地利用について、周辺の土地利用状況や上位計画との整合を踏まえつつ、地権者総意による都市計画提案があった際は、市街化調整区域の地区計画制度の活用を検討する。	－	－	令和3年度に滋賀県が策定された滋賀県都市計画基本方針（仮称）を確認し、随時見直しの柔軟な対応が可能となるよう、事業主体である滋賀県に対し区域区分の随時見直し方針の見直しを要望する。 都市計画マスタープランに基づく土地利用転換に向けた内部協議等を行う。 また、市内の一団の纏まった農振農用地の白地農地の土地利用について、周辺の土地利用状況や上位計画との整合を踏まえつつ、地権者総意による都市計画提案があった際は、市街化調整区域の地区計画制度の活用を検討する。	－	－	随時見直しの柔軟な対応が可能となるよう、事業主体である滋賀県に対し区域区分の随時見直し方針の見直しを要望する 都市計画マスタープランに基づく土地利用転換に向けた内部協議等及び県との協議を行う。 また、市内の一団の纏まった農振農用地の白地農地の土地利用について、周辺の土地利用状況や上位計画との整合を踏まえつつ、地権者総意による都市計画提案があった際は、市街化調整区域の地区計画制度の活用を検討する。	－	－	・滋賀県都市計画基本方針(仮称)が令和3年度に策定されることから状況を注視する。 ・市街化区域の随時見直しが対応可能となった場合、拡大に向けて各種調査や協議等の取組みを進めていく。	
取組方針②：都市機能形成の推進													
45	立地適正化計画の推進	都市計画課	生活の安全性や利便性の維持・向上を図ることを目的に、居住誘導区域や都市機能誘導区域における「都市計画施設の改修」を立地適正化計画に位置付けることについて、調査・検討を行う。	－	－	生活の安全性や利便性の維持・向上を図ることを目的に、居住誘導区域や都市機能誘導区域における都市計画道路、都市公園など都市インフラの計画的な改修・更新を進めるため、立地適正化計画の改訂を行う。	－	－	コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して、計画的かつ着実に防災・減災対策に取り組むことが必要であることから、立地適正化計画に「防災指針」の位置付けを検討する。	－	－	「防災指針」の記載は必須（都市再生特別措置法第81条）となっており、令和3年の改訂から概ね5年後の令和7年度までの改訂を目指す。	
取組方針③：良好な住宅・住環境の整備													
46	木造住宅耐震改修の促進	住宅課	地震に対する備えの意識の向上と、地震による倒壊の可能性が高い昭和56年5月以前の旧耐震の既存木造住宅の耐震化推進等を図る。 ・令和4年度の既存木造耐震化補助事業の啓発方法等について検討する。	1,510	378	地震に対する備えの意識の向上と、地震による倒壊の可能性が高い昭和56年5月以前の旧耐震の既存木造住宅の耐震化推進等を図るとともに、既存木造耐震化補助事業について、更なる周知に取り組む。 ・令和5年度の既存木造耐震化補助事業の啓発方法等について検討する。	1,510	378	地震に対する備えの意識の向上と、地震による倒壊の可能性が高い昭和56年5月以前の旧耐震の既存木造住宅の耐震化推進等を図る。 ・既存木造耐震化補助事業の今後の方向性について検討する。	1,510	378		
取組方針④：未利用地の利活用促進													
47	特定空家の発生予防	住宅課	適正な管理が行われていない空家等に対し、法令に基づく必要な措置を講じることにより、生活環境の保全を図る。また、構造や設備が著しく不良な危険空家の倒壊等による被害を防止するため、その所有者等に対して撤去等にかかる費用を補助する。 ・令和4年度の危険空家撤去補助事業の啓発方法等について検討する。	2,500	1,250	適正な管理が行われていない空家等に対し、法令に基づく必要な措置を講じることにより、生活環境の保全を図る。また、構造や設備が著しく不良な危険空家の倒壊等による被害を防止するため、その所有者等に対して撤去等にかかる費用を補助するとともに更なる周知に取り組む。 ・令和5年度の危険空家撤去補助事業の啓発方法等について検討する。	2,500	1,250	適正な管理が行われていない空家等に対し、法令に基づく必要な措置を講じることにより、生活環境の保全を図る。また、建物の構造や設備が著しく不良な危険空家の倒壊等による被害を防止するため、その所有者等に対して撤去等にかかる費用を補助する。 ・危険空家撤去補助事業の今後の方向性について検討する。	2,500	1,250	平成31年4月に、地域コミュニティの維持や空家・空地等への対策の一助とするため、市街化調整区域内でも一定の条件を満たせば、自己用住宅を建築できる新たな都市計画法の許可基準を追加したことにより、空家や空地等の未利用地の利活用促進が期待できる。	

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 (今後の課題、展望等)
			事 業 概 要	予算額 (千円)	内一般財源 (千円)	事 業 概 要	見込額 (千円)	内一般財源 (千円)	事 業 概 要	見込額 (千円)	内一般財源 (千円)	
施策2：自然環境・美しい景観の保全 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーと気候変動に持続可能な消費と生産 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくも責任、つくり直し 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう												
取組方針①：自然環境の保全並びに低炭素社会の形成												
48	環境基本計画の推進	環境課	第2次環境基本計画の中間見直しの実施 ・環境保全活動、環境活動への参加促進 [指標：ボランティア清掃活動等の参加団体60団体] [指標：ボランティア清掃活動等の参加人数529人] ・温室効果ガスの排出量削減 [指標：2013年度比で、年度平均2.7%以上のCO ₂ 排出量削減] えこっち・やすが主体となった環境基本計画重点プロジェクトの実践促進	2,876	376	第2次環境基本計画の実践 ・環境保全活動、環境活動への参加促進 [指標：ボランティア清掃活動等の参加団体65団体] [指標：ボランティア清掃活動等の参加人数554人] ・温室効果ガスの排出量削減 [指標：2013年度比で、年度平均2.7%以上のCO ₂ 排出量削減] えこっち・やすが主体となった環境基本計画重点プロジェクトの実践促進	3,351	376	第2次環境基本計画の実践 ・環境保全活動、環境活動への参加促進 [指標：ボランティア清掃活動等の参加団体70団体] [指標：ボランティア清掃活動等の参加人数579人] ・温室効果ガスの排出量削減 [指標：2013年度比で、年度平均2.7%以上のCO ₂ 排出量削減] えこっち・やすが主体となった環境基本計画重点プロジェクトの実践促進	3,351	376	
取組方針②：景観の保全と創出												
49	良好な景観の保全	都市計画課	・市内の景観の保全と創出を目的に、適正な景観保全活動に対する支援や事業者に対する指導啓発を行うため、野洲市景観計画の改訂および屋外広告物条例施行規則を改正する。 ・違反広告物の指導啓発を実施する。（国道8号エリア）	—	—	・改訂した野洲市景観計画および改正した野洲市屋外広告物条例施行規則等に基づく指導啓発により良好な景観形成を図る。 ・違反広告物の指導啓発を実施する。（野洲市役所周辺エリア、北部合同庁舎周辺エリア）	—	—	・野洲市景観計画および野洲市屋外広告物条例等に基づく指導啓発により良好な景観形成を図る。 ・違反広告物の指導啓発を実施する。（県道小島野洲線エリア、県道野洲甲西線エリア、国道477号エリア）	—	—	
取組方針③：都市公園の整備・維持管理の充実												
50	みどりの基本計画の推進	都市計画課	・都市計画決定がなされてから長期間未整備の状態の都市公園のあり方、既存の公園緑地の統廃合を含めた再配置、新規都市公園の整備等について、多角的な視点から公園の必要性や代替性、実現性等の考え方を整理したガイドライン作成のための調査をする。 ・遊具の点検結果に基づき適正な維持管理に努める。	260	260	・都市計画決定がなされてから長期間未整備の状態の都市公園のあり方、既存の公園緑地の統廃合を含めた再配置、新規都市公園の整備等について、多角的な視点から公園の必要性や代替性、実現性等の考え方を整理したガイドラインを作成する。 ・遊具の点検結果に基づき適正な維持管理に努める。	5,300	5,300	・予防保全的な維持管理へ転換を図るため、ガイドラインに基づいた都市公園の公園施設長寿命化計画を策定する。 ・遊具の点検結果に基づき適正な維持管理に努める。	7,300	3,800	・ガイドラインに基づいた新規都市公園の整備の促進、検討が必要。 ・公園施設長寿命化計画策定の交付金措置は令和5年度まで。
施策3：生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくも責任、つくり直し 13 気候変動に具体的な対策を												
取組方針①：生活環境の保全												
51	環境保全対策事業	環境課	・環境測定の実施（河川水質、大気環境、道路交通騒音等） [指標：環境基準達成率 100%維持] ・不法投棄の対策、環境美化の推進 [指標：不法投棄件数（巡視報告件数） 209件]	2,953	2,953	・環境測定の実施（河川水質、大気環境、道路交通騒音等） [指標：環境基準達成率 100%維持] ・不法投棄の対策、環境美化の推進 [指標：不法投棄件数（巡視報告件数） 204件]	3,203	2,953	・環境測定の実施（河川水質、大気環境、道路交通騒音等） [指標：環境基準達成率 100%維持] ・不法投棄の対策、環境美化の推進 [指標：不法投棄件数（巡視報告件数） 199件]	5,953	2,953	

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業 通 番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	
取組方針②：循環型社会の形成												
52	一般廃棄物処理施設の適正な運用	野洲クリーンセンター	（クリーンセンター） ・第二期長期包括運営事業により運営する。 ・焼却灰の再資源化としてセメントリサイクル及びメタルリサイクルを実施する。 ・地元要望項目にかかる関係事業を実施する。 ・次期クリーンセンターの処理施設整備計画について、広域化検討も含め検討に着手する。 （最終処分場） ・長寿命化計画（平成27年度から令和16年度）に基づき、長寿命化事業を行う。 ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを行い、次期最終処分場のあり方、整備の方向性等を検討する。	510,699	484,299	（クリーンセンター） ・第二期長期包括運営事業により運営する。 ・焼却灰の再資源化としてセメントリサイクル及びメタルリサイクルを実施する。 ・地元要望項目にかかる関係事業を実施する。 （最終処分場） ・長寿命化計画に基づき、長寿命化事業を行う。 ・次期最終処分場の基本構想及び地域計画の策定を行う。	514,135	514,135	（クリーンセンター） ・第二期長期包括運営事業により運営する。 ・焼却灰の再資源化としてセメントリサイクル及びメタルリサイクルを実施する。 ・地元要望項目にかかる関係事業を実施する。 （最終処分場） ・長寿命化計画に基づき、長寿命化事業を行う。 ・適地選定について、公募を基本とし、透明性・公平性を確保しながら適地選定委員会により選定を進める。	501,415	501,415	
53	適切な分別と3Rの推進	環境課	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しの実施 ・次期最終処分場のあり方、整備の方向性検討 ・ごみ減量化の推進 〔指標：市民一人あたりの年間ごみ排出量270kg〕 ・食品ロスの削減を図る	357,218	248,986	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画により、ごみ減量と廃棄物の適正な処理に努める。 〔指標：市民一人あたりの年間ごみ排出量266kg〕 ・食品ロスの削減を図る	359,965	248,986	・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画により、ごみ減量と廃棄物の適正な処理に努める。 〔指標：市民一人あたりの年間ごみ排出量263kg〕 ・食品ロスの削減を図る	357,526	248,986	
取組方針③：安全で良質な水の安定的供給												
54	水源施設更新事業・管路更新耐震化事業	上下水道課	【水源施設更新事業】 ・水源施設を更新整備することにより、自己水の確保に努め、清浄にして低廉な水の安全・安定供給を図る。 （南桜浄水場膜ろ過装置等設置工事） 【管路更新耐震化事業】 ・老朽管路を更新整備することにより、水の安全・安定供給を図る。 （万葉台布設替工事、野洲川橋添架管更新工事）	662,143	73,243	【水源施設更新事業】 ・水源施設を更新整備することにより、自己水の確保に努め、清浄にして低廉な水の安全・安定供給を図る。 （比江水源地電気・機械設備更新事業） 【管路更新耐震化事業】 ・老朽管路を更新整備することにより、水の安全・安定供給を図る。 （万葉台布設替工事、野洲川橋添架管工事、（石綿セメント管）布設替工事）	325,760	16,288	【水源施設更新事業】 ・水源施設を更新整備することにより、自己水の確保に努め、清浄にして低廉な水の安全・安定供給を図る。 【管路更新耐震化事業】 ・老朽管路を更新整備することにより、水の安全・安定供給を図る。 （栄布設替工事、（石綿セメント管）布設替工事）	260,076	13,004	安全で安定した水供給に努めるには、耐震化等の施設更新など多額な経費が必要となる。しかし、現状では需要者の節水意識の向上により、今後、料金収入の増加が見込めず、水道事業経営が厳しくなることが想定されるため、市内の施設の統廃合や水道料金改定の検討も必要となる。（令和3年度では、令和4年度～令和8年度までの5年間の水道料金について、野洲市上下水道運営委員会を開催し、改正を行うか検討をする。）
取組方針④：持続可能な下水道サービスの提供												
55	公共下水道ストックマネジメント事業	上下水道課	下水道ストックマネジメント計画に基づく管路施設の点検・調査業務を実施する。 ・一般環境下点検・調査業務委託（栄地区）	21,747	14,247	下水道ストックマネジメント計画に基づく管路施設の点検・調査業務を実施する。 ・一般環境下点検・調査業務委託（小篠原地区）	25,000	15,000	下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査の結果より、緊急度Ⅰ（重度）緊急度Ⅱ（中度）と判定された管路について修繕・改築計画策定業務を実施する。 ・修繕・改築実施計画策定業務委託 ・管路修繕・改築工事	30,000	10,500	腐食環境下では5年に1度、一般環境下では適宜点検・調査を行い緊急度Ⅰ（重度）Ⅱ（中度）判定の診断結果により下水道施設の改築更新を実施することとなるので、多額の費用が必要となる。
施策4：防災・減災対策の強化 9 災害と防災対策の 施策をつくらう 11 組み分けられる まちづくりを 13 自然環境に 対外的な対策を												
取組方針①：防災・減災対策の整備												
56	地域防災計画等の推進	危機管理課	平成30年度策定した業務継続計画で定める非常時優先業務について、災害が発生した場合、外部からの応援を最大限に活用するため、災害時受援計画を策定する。また、災害対策基本法の改正に基づく地域防災計画の改訂や業務継続計画と防災初動マニュアルの運用見直しも順次実施する。	2,808	2,808	地域防災計画（平成29年度改訂）や業務継続計画（平成30年度策定）、防災初動マニュアル（令和元年度改訂）、災害時受援計画（令和2～3年度策定）の内容を点検し、整合を図るために一斉改訂を実施する。そのための事業委託費を計上する。	8,808	8,808	地域防災計画や業務継続計画、災害時受援計画、防災初動マニュアルに基づき、PDCAによる改善を図る。	2,808	2,808	各計画等に応じた総合的な訓練を定着させ、PDCAサイクルを確立する必要がある。

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主要事業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備考 （今後の課題、展望等）
			事業概要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事業概要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事業概要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	
57	雨水幹線整備事業	道路河川課	妓王井川排水区である市街地からの雨水対策として、童子川第4排水区の雨水幹線整備を進めることにより、駅前南口周辺の浸水被害の軽減を図る。 ・JR横断の工事をせず、新たなルートを検討するため、市道木ノ座ナガレ1号線（万葉台JR沿線の雨水幹線管渠）と市道笠作中出線（雨水幹線管渠）の基本設計を実施する。	11,385	11,385	妓王井川排水区の内15.3haを童子川排水区へ流域変更するため、JR横断以南の28.24haを追加する事業計画の変更を実施する。	15,654	7,827	新たなルート変更に係る市道木ノ座ナガレ1号線（万葉台JR沿線の雨水幹線管渠及び雨水ポンプ施設）の実施設計を実施する。	46,574	23,287	・新たなルート変更により、友川合流点から上流側の用地買収やルート変更による縦断勾配計画の検討により、地下埋設物が支障となる場合は移設工事が必要となり、計画が長期化する可能性があります。
58	河川整備の推進	国県事業対策室	滋賀県が管理する河川の治水対策を計画的に進めるため、2019年3月に策定された第2期滋賀県河川整備5ヶ年計画（南部土木事務所管内 2019年度から2023年度）事業について、促進活動を進める。 ・一級河川光善寺川堤防強化対策 ・一級河川妓王井川ボックス化（流下能力の向上） ・一級河川家棟川河道掘削（流下能力の向上） ・一級河川新川河道掘削（流下能力の向上）	—	—	滋賀県が策定した第2期滋賀県河川整備5ヶ年計画（南部土木事務所管内 2019年度から2023年度）の事業促進活動を進める。 ・一級河川光善寺川堤防強化対策 ・一級河川妓王井川河道掘削（流下能力の向上） ・一級河川家棟川河道掘削（流下能力の向上） ・一級河川新川河道掘削（流下能力の向上）	—	—	滋賀県が策定した第2期滋賀県河川整備5ヶ年計画（南部土木事務所管内 2019年度から2023年度）の事業促進活動を進める。 ・一級河川光善寺川堤防強化対策 ・一級河川妓王井川河道掘削（流下能力の向上） ・一級河川家棟川河道掘削（流下能力の向上） ・一級河川新川河道掘削（流下能力の向上）	—	—	第2期5ヶ年計画の実施状況に基づき、次期5ヶ年計画の策定について、関係機関と協議が必要
取組方針②：総合的な防災体制・災害時応急体制の確立												
59	総合防災訓練等の推進	危機管理課	シナリオレスによる総合防災訓練を繰り返し実施することで、各部各班における非常時優先業務の円滑な取り組みを進め、行政組織の一体的な対応力と意識向上を図る。また、自主防災組織を育成し、地域の防災力を向上させるため、研修会等を開催し、災害対応リーダーの育成を図る。 ・被害想定区域は、篠原学区とする。	266	266	シナリオレスによる総合防災訓練を繰り返し実施することで、各部各班における非常時優先業務の円滑な取り組みを進め、行政組織の一体的な対応力と意識向上を図る。また、自主防災組織を育成し、地域の防災力を向上させるため、研修会等を開催し、災害対応リーダーの育成を図る。 ・被害想定区域は、野洲学区とする。	330	330	シナリオレスによる総合防災訓練を繰り返し実施することで、各部各班における非常時優先業務の円滑な取り組みを進め、行政組織の一体的な対応力と意識向上を図る。また、自主防災組織を育成し、地域の防災力を向上させるため、研修会等を開催し、災害対応リーダーの育成を図る。 ・被害想定区域は、兵主学区とする。	330	330	各部各班における非常時優先業務に対する意識向上と訓練の定着化を図る。
施策5：道路ネットワークの整備と交通安全の推進 3すべての人に 健康と福祉を 9産業と経済活動の 振興をつくろう 11住み続けられる まちづくりを												
取組方針①：円滑な移動を可能とする道路ネットワークの整備												
60	道路整備計画の推進	道路河川課	道路ネットワークの再構築を図るため、市内道路整備の具体的な計画を策定する。	5,000	5,000	・令和3年度に策定された道路整備計画を基に、対象路線の概略設計を進める。 （都市計画道路市三宅妙光寺線）	5,500	5,500	・令和4年度の概略設計を基に対象路線の予備設計を進める。 （都市計画道路市三宅妙光寺線） ・令和3年度に策定された道路整備計画を基に、対象路線の基本設計を進める。 （市道五条吉川湖岸線（県道菅蒲線まで））	25,000	15,000	今後の供用を予定している国・県幹線道路との道路交通網を早期に検討し、効果的な道路整備を進める必要がある。
61	国県・県道整備の推進	国県事業対策室	国道8号バイパス整備や滋賀県道路整備アクションプログラムに基づく幹線道路の整備を進めるほか、さらなる道路交通ネットワークの向上と交通渋滞の解消を目指す。 ・国道8号野洲栗東バイパス整備事業 ・大津湖南幹線事業 ・県道木部野洲線	—	—	国道8号バイパス整備や滋賀県道路整備アクションプログラム2018に基づく幹線道路の整備を進めるほか、さらなる道路交通ネットワークの向上と交通渋滞の解消を目指す。 ・国道8号野洲栗東バイパス整備事業 ・大津湖南幹線事業 ・県道木部野洲線	—	—	国道8号バイパス整備や令和4年度に策定される滋賀県道路整備アクションプログラム2023に基づく幹線道路の整備を進めるほか、さらなる道路交通ネットワークの向上と交通渋滞の解消を目指す。 ・国道8号野洲栗東バイパス整備事業 ・大津湖南幹線事業 ・県道木部野洲線	—	—	未着手路線の事業化および着手路線の完了を見据えた今後の道路整備アクションプログラム2023に基づく取り組みが必要

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	
取組方針②：誰もが使いやすく安全な道路環境の整備												
62	通学路の安全対策	道路河川課	・通学路交通安全対策推進会議において市内通学路の点検を行い危険個所の施設改修等を行う。 ・園外保育に係る危険個所の点検を行い施設改修等を行う。 （市道市三宅小南線通学路交通安全対策工事、市道市三宅竹生外周線通学路交通安全対策工事、辻町小比江線通学路交通安全対策工事、久野部小南線通学路交通安全対策工事）	6,600	2,970	・通学路交通安全対策推進会議において市内通学路の点検を行い危険個所の施設改修等を行う。 ・園外保育に係る危険個所の点検を行い施設改修等を行う。	5,000	2,250	・通学路交通安全対策推進会議において市内通学路の点検を行い危険個所の施設改修等を行う。 ・園外保育に係る危険個所の点検を行い施設改修等を行う。	5,000	2,250	今後はグリーンベルト等の路面標示は経年劣化するため、機能が失われないよう適正管理に重点を置く必要がある。
取組方針③：交通安全の意識啓発の推進												
63	交通安全計画の推進	危機管理課	市内の陸上交通の安全に関する総合的な施策を推進すべく第10次交通安全計画（平成28～令和2年度の五力年計画）を更新し、第11次交通安全計画（令和3～7年度の五力年計画）を策定する。	0	0	第11次交通安全計画に基づく各種施策（環境整備、啓発・教育活動の推進等）を実施し、計画の点検と見直しを図る。	0	0	第11次交通安全計画に基づく各種施策（環境整備、啓発・教育活動の推進等）を実施し、計画の点検と見直しを図る。	0	0	社会の変化に対応し、住民のニーズに適合した施策の構築が求められる。
施策6：公共交通の利便性の向上												
取組方針①：公共交通の利便性の向上												
64	公共交通の利便性の向上	協働推進課	公共交通空白地域において、買い物や通院等の移動手段として運行する。 ・乗継場所を5箇所から8箇所へ増設 ・バス停名の名称変更 ・バスの時刻変更 ・音声合成システムの導入	79,677	72,354	公共交通空白地域において、買い物や通院等の移動手段として運行する。	79,677	72,354	・公共交通空白地域において、買い物や通院等の移動手段として運行する。 ・国道8号バイパスの完成に向け、路線等の見直しの検討を行う。	79,677	72,354	
分野⑤：市民活動・行財政運営												
施策1：市民活動・自治会活動の推進												
取組方針①：市民活動の継続的な支援												
65	市民活動団体への支援	市民サービスセンター	・『補助金交付要綱』に基づき「初期支援型」として6団体と、「総合型」としてやすまる広場実行委員会に市民活動促進補助金を交付して、活動を支援する。 ・市民活動団体の動向を把握して市民活動団体のデータブックの整備を行うとともに、企業等の助成金の情報を随時更新し、HPや機関誌「つながり」（毎月1日発行）を活用して、最新情報を提供する。 ・コロナ禍により「やすまる広場」をはじめとする各種活動が控えられている状況であり、今後の対策として音楽配信やZoom等の支援に向けて、環境を整える。	1,359	820	・『補助金交付要綱』に基づき「初期支援型」として6団体と、「総合型」としてやすまる広場実行委員会に市民活動促進補助金を交付して、活動を支援する。 ・市民活動団体のデータブックの更新（3年に1回）を行うとともに、企業等の助成金の情報を随時更新し、HPや機関誌「つながり」（毎月1日発行）を活用して、最新情報を提供する。	1,359	820	・『補助金交付要綱』に基づき「初期支援型」として6団体と、「総合型」としてやすまる広場実行委員会に市民活動促進補助金を交付して、活動を支援する。 ・市民活動団体の動向を把握して市民活動団体のデータブックの整備を行うとともに、企業等の助成金の情報を随時更新し、HPや機関誌「つながり」（毎月1日発行）を活用して、最新情報を提供する。	1,359	820	・当センターには証明書発行業務と相談業務があり、個人情報保護の観点から格段の注意が必要である。

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主 要 事 業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備 考 （今後の課題、展望等）	
			事 業 概 要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事 業 概 要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）		
取組方針②：持続可能な自治会活動への支援													
66	持続可能な自治会活動への支援 （コミュニティセンター）	協働推進課	地域の活動拠点の施設であるコミュニティセンターを快適に利用するため計画的な施設改修を行う。 ・コミュニティセンターやすエレベーター更新工事 ・コミュニティセンターぎおう大規模改修工事	227,258	22,258	地域の活動拠点の施設であるコミュニティセンターを快適に利用するため計画的な施設改修を行う。 ・コミュニティセンターみかみ実施設計業務委託	15,293	15,293	地域の活動拠点の施設であるコミュニティセンターを快適に利用するため計画的な施設改修を行う。 ・コミュニティセンターみかみ大規模改修工事 ・コミュニティセンターきたの実施設設計業務委託	190,959	190,959		
取組方針③：他機関協働のための仕組みづくり													
67	重層的支援体制整備事業の取組み	市民生活相談課	・包括的な相談支援体制構築のため重層的支援体制整備事業及び移行準備事業を野洲市社会福祉協議会に委託し連携して推進する。 ・主な事業として見守り活動等に活用するための要援護者マップの作成や身寄りのない方等の死後の事務委任の仕組みづくりを検討する。	16,044	5,512	・包括的な相談支援体制構築のため重層的支援体制整備事業を野洲市社会福祉協議会に委託し連携して推進する。 ・令和3年度に取り組んだ要援護者マップと死後の事務委任の仕組みを具体的に推進する。	16,044	5,512	・包括的な相談支援体制構築のため重層的支援体制整備事業を野洲市社会福祉協議会に委託し連携して推進する。 ・地域における相談拠点を増やすため相談体制の協議を関係機関等と図る。	16,044	5,512	令和4年度から本格実施する重層的支援体制整備事業について、各課が所管する介護、障がい、子ども、生活困窮の事業及び予算等を精査して効果的な「断らない相談体制」「参加支援」「地域づくり」事業が実施できるよう協議を図っていく必要がある。	
施策2：市民との情報共有の推進													
取組方針①：多様な手段を用いた広報・広聴活動の充実													
68	SNS等を活用した広報事業	広報秘書課	・市政情報の発信手段の拡充に向け、SNSを用いた発信手段の検討を行う。	—	—	・市政情報の発信手段の拡充に向け、SNSを用いた発信手段の検討を行う。 ・SNSによる情報発信を実施する。	—	—	・実施したSNSによる情報発信手法を検証する。 ・SNS等の活用拡大に向けた検討を行う。	—	—		
施策3：効果的・効率的な行財政運営													
取組方針①：計画的で効率的な行財政運営													
69	ふるさと納税の活用	協働推進課	返礼品を設定したふるさと納税（個人）を開始する。	9,851	9,851	返礼品を制定したふるさと納税（個人）を活用し、地場産品の振興並びに新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上をのため継続した取り組みを行う。	9,851	9,851	返礼品を制定したふるさと納税（個人）を活用し、地場産品の振興並びに新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上をのため継続した取り組みを行う。	9,851	9,851		
70	持続可能な行財政の運営の実現に向けた行財政改革の推進	行財政改革推進室	行財政改革推進プランの策定 行財政改革に係る推進体制の整備 ・行財政改革推進本部の設置、開催 ・行財政改革推進委員会の設置、開催 ・行財政改革推進室の設置 ・行財政改革推進ワーキンググループの設置、開催	161	161	行財政改革推進プランの実施 ・使用料手数料の見直し ・公共サービスのあり方検討 ・公共施設のあり方見直し ・広告事業の実施 ・人件費圧縮の取組み推進 ・DXの推進	—	—	行財政改革推進プランの実施 ・公共サービスのあり方検討 ・公共施設の統廃合の推進 ・広告事業の実施 ・人件費圧縮の取組み推進 ・DXの推進	—	—		

第2次野洲市総合計画実施計画（令和3年度～令和5年度）

※各年度の予算額・見込額については、計画時点の事業費（見込）で、確定額ではありません。

事業通番	主要事業	担当課	令和3年度計画			令和4年度計画			令和5年度計画			備考 （今後の課題、展望等）
			事業概要	予算額 （千円）	内一般財源 （千円）	事業概要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	事業概要	見込額 （千円）	内一般財源 （千円）	
71	債権管理条例の適正運用による市税等の確保	納税推進課	債権管理条例及び債権管理マニュアルによる具体的な運用に基づき、各債権所管課から移管を受けた徴収困難債権について適正徴収に努める。	1,975	873	債権管理条例及び債権管理マニュアルによる具体的な運用に基づき、各債権所管課から移管を受けた徴収困難債権について適正徴収に努める。	1,975	873	債権管理条例及び債権管理マニュアルによる具体的な運用に基づき、各債権所管課から移管を受けた徴収困難債権について適正徴収に努める。	1,975	873	・今後、高額債権の移管が見込まれる中、徴収が困難となることが予測され、その対応、最終の判断。 ・相続財産管理人が指定された案件については、管理人に必要な情報を提供し、管理財産の処分をしてもらい、債権を回収する。
取組方針②：広い視野と経営的視点を持った職員の育成												
72	職員研修の充実及び職員提案制度の活用	人事課	・平成27年に策定した野洲市職員能力向上のための基本方針を見直す。 ・政策提言制度の運用方法を柔軟に実施し、若い世代からの積極的な提案環境作りを進める。 ・目指すべき職員像の実現に向けた人事評価制度の活用を図る。 ・行財政改革に合わせた、時間外労働時間の抑制を含めた働き方改革を検討する。	－	－	・野洲市職員能力向上のための基本方針に基づき、目指すべき職員像の実現に向けた人事評価制度を実施する。 ・充実した政策研修を実施するとともに政策提言に基づいた事業の実現に向けた調整を行う。 ・働き方改革を実現するため組織改編を視野に入れた人事管理を実施する。	－	－	・野洲市職員能力向上のための基本方針に基づき、目指すべき職員像の実現に向けた人事評価制度を実施する。 ・充実した政策研修を実施するとともに政策提言に基づいた事業の実現に向けた調整を行う。 ・働き方改革を実現するため組織改編を視野に入れた人事管理を実施する。	－	－	
取組方針③：先端技術の導入と電子化の推進												
73	先端技術の導入と電子化の推進	情報システム課	・汎用電子申請・手続ガイドシステムの導入（行政手続オンライン化プロジェクトチームでの対象手続の検討） ・ペーパーレス会議システム運用 ・A I ・R P Aほか先端技術の導入検討	3,778	3,778	・汎用電子申請・手続ガイドシステムの運用（行政手続オンライン化プロジェクトチームでの対象手続拡張の検討） ・ペーパーレス会議システム運用 ・A I ・R P Aほか先端技術の導入	9,401	9,401	・汎用電子申請・手続ガイドシステムの運用（行政手続オンライン化プロジェクトチームでの対象手続拡張の検討） ・ペーパーレス会議システム運用 ・A I ・R P Aほか先端技術の運用、対象手続の拡張	9,401	9,401	汎用電子申請システムとマイナンバーびったりサービスの連携、電子申請データと既存システム間の連携に検討が必要